

令和3年9月27日
総合政策局地域交通課

前橋市内において、バス事業者6社による共同経営が始まります

～前橋市中心部の移動が、より一層便利になります～

国土交通省は、本年8月31日付けで申請のあった「前橋市内乗合バス事業共同経営計画」に基づく共同経営について、独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。

運送サービスの持続的な維持を図るため、乗合バス事業者6社が共同してダイヤを調整し、前橋市中心部を走る路線を等間隔で運行するものであり、利便性が大きく向上します。

- 本年8月31日、関越交通(株)、(株)群馬バス、群馬中央バス(株)、上信電鉄(株)、永井運輸(株)、日本中央バス(株)の6社より、前橋市内における等間隔運行の実施に関する協定の認可が申請され、同年9月24日、独占禁止法特例法(令和2年法律第32号)に基づく認可を行いました。
- 本共同経営の対象路線が経由する「本町ライン」(JR前橋駅～表町～本町～日銀前～市役所・合庁前～県庁前)は、時間帯によって運行間隔にばらつきが発生しており、ダイヤがわかりづらく、待ち時間の長い時間帯が生じていました。
- そこで、独占禁止法特例法に基づき、6社で11路線のダイヤを調整し、JR両毛線の運行ダイヤにあわせ、15分間隔の運行を実施することで、当該路線そのものの維持と利用者の利便性向上を図ることとしています。
- 本共同経営に基づく運行は、同年10月1日以降、段階的に実施することを予定しています。また、本共同経営と合わせ、地域公共交通活性化・再生法に基づく「地域公共交通利便増進事業」の実施も予定されており、JR前橋駅バス乗り場の再編や、ICカードの導入など、共同経営と相乗効果を発揮し利便性を一層向上させる取組が行われる予定です。国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

<計画本体資料はこちら>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

<お問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局地域交通課 田中、原澤

TEL: (03) 5253-8111 (内線 54815)・(03) 5253-8987 (直通)

MAIL: hqt-chiikikotsu.001@mlit.go.jp

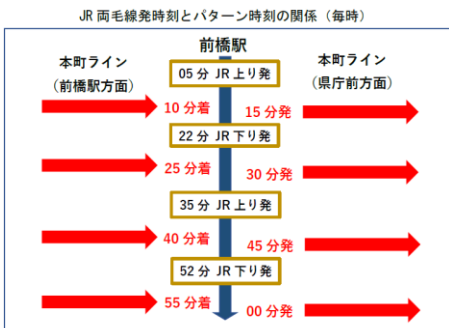
※問い合わせ等については、テレワークを推進しておりますので、可能な限り、メールで行うようお願い申し上げます。

- 独占禁止法特例法による認可を受け、各社が重複して運行する「JR前橋駅」～「県庁前」(本町ライン)を經由する6社11路線について、各社が協調して等間隔運行を行うことにより利便性を向上させ、当該路線そのものの維持を図る共同経営を実現。

取組の内容 等間隔運行

ダイヤの分かりやすさと待ち時間の短縮による利便性向上を図るため、対象となる6社11路線のダイヤを調整し、等間隔運行を実施する。

- JR両毛線の運行ダイヤにあわせ、上下ともに**15分間隔のパターンダイヤ**とし、パターン化した間の運行もできる限り5分単位とする。
- ・区間：前橋駅～県庁前(本町ライン)
- ・時間帯：平日・土日祝ともに10時～16時の間



- これと併せて、6社間の停留所の設定を共通化するため、以下の取組を実施。
- ・群馬バスイオンモール線(前橋駅方面)について「日銀前」停留所を新設する。
 - ・群馬バスイオンモール線等(両方面)について、利用の少ない「ユーアイホテル前」停留所を廃止する。

取組の主体

関越交通(株)、(株)群馬バス、群馬中央バス(株)、上信電鉄(株)、永井運輸(株)、日本中央バス(株)

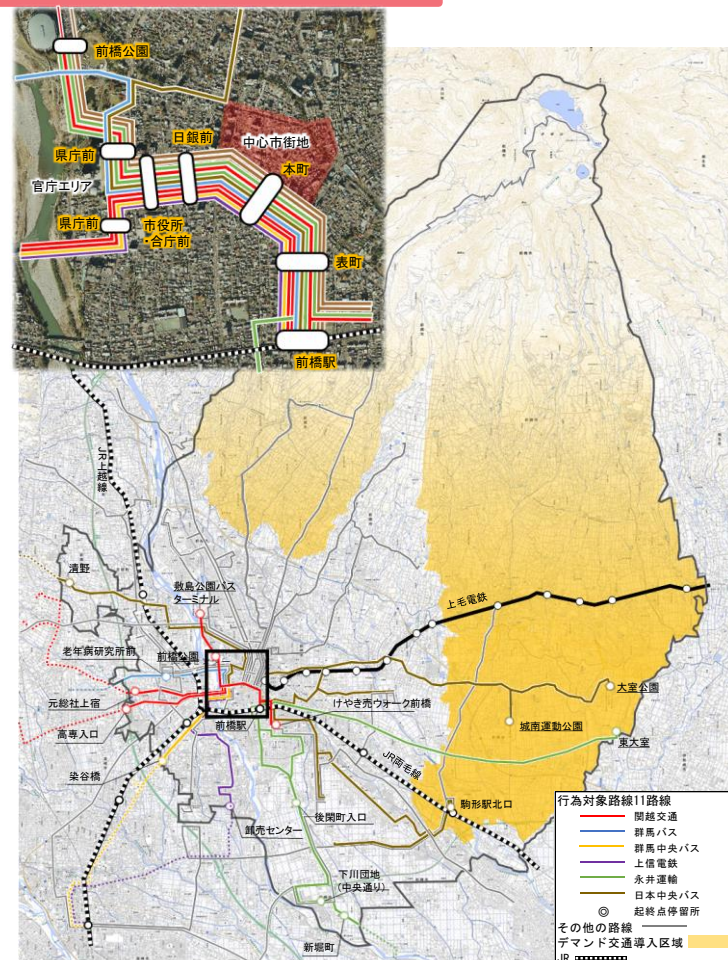
取組の目標

- (1) 収益性の向上にかかる目標
5年間全体で約18百万円分の収支改善見込み(感染症による利用減が回復していく前提の場合)
- (2) 基盤的サービスの維持に係る目標
最大運行間隔：概ね5～20分の改善

取組の期間

令和3年10月1日から令和8年3月31日まで

本町ライン(前橋駅～県庁前)



※行為対象路線について、計画区域内の終点停留所を記載し、区域外は破線表示